

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令」(案) についての意見募集について

平成30年5月11日  
内閣府休眠預金等活用担当室

この度、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令(案)」について、広く国民の皆様から御意見を賜るべく、本件に関する御意見を以下の要領で募集いたします。

お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、当該内閣府令策定の参考とさせていただきます。

## 記

### 1. 意見募集対象

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令(案)

### 2. 意見募集期間

平成30年5月11日(金)から平成30年6月9日(土)まで(※郵送及びFAXについても、募集期間内の必着とします。)

### 3. 意見提出方法

インターネット上の意見募集フォーム又は意見提出様式(「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令」(案)についての意見)に氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出して下さい(様式参照)。

なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

#### ○インターネット上の意見募集フォームを利用される場合

下記のURLにアクセスし、意見募集フォームメールにより意見を御提出ください。

[https://form.cao.go.jp/kyumin\\_yokin/opinion-0012.html](https://form.cao.go.jp/kyumin_yokin/opinion-0012.html)

#### ○郵送の場合

意見提出様式(別紙)に氏名、連絡先及び本件への意見を御記入の上、下記の住所宛にお送りください。

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府休眠預金等活用担当室 意見募集担当 宛

#### ○Faxの場合

意見提出様式(別紙)に氏名、連絡先及び本件への意見を御記入の上、下記のFax番号宛にお送りください。

Fax番号 03-3581-0851

内閣府休眠預金等活用担当室 意見募集担当 宛

### 4. 御意見提出にあたっての注意事項

○御提出いただいた御意見は、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

○御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

○御提出頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

5. 資料入手方法

資料は、次の方法により入手可能です。

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov)

(2) 内閣府休眠預金等活用担当室において配布 (〒100-8914 千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館 12 階) ※平日のみ

6. お問い合わせ先

内閣府休眠預金等活用担当室 意見募集担当 市村 東島 野口

電話番号 03-6257-1171